

由布市立地適正化計画 届出の手引き

令和 6 年 4 月

由布市

目次

1. 住宅及び誘導施設の開発や建築を計画している皆様へ	- 1 -
2. 届出制度について	- 2 -
2-1 届出制度の対象	- 2 -
2-2 届出の流れ	- 2 -
2-3 届出の対象区域	- 2 -
3. 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明等について	- 2 -
4. 居住誘導区域および都市機能誘導区域の位置図等	- 3 -
4-1 居住誘導区域及び都市機能誘導区域の位置	- 3 -
4-2 誘導施設	- 4 -
5. 届出が必要なる区域及び行為	- 5 -
6. 居住誘導区域外における住宅の建築等の届出	- 6 -
6-1 届出の目的	- 6 -
6-2 届出の対象となる行為	- 6 -
6-3 届出の時期	- 7 -
6-4 届出に必要な書類等	- 7 -
7. 都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等の届出	- 8 -
7-1 届出の目的	- 8 -
7-2 届出の対象となる行為	- 8 -
7-3 届出の時期	- 8 -
7-4 届出に必要な書類等	- 9 -
8. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出	- 10 -
8-1 届出の目的	- 10 -
8-2 届出の対象となる行為	- 10 -
8-3 届出の時期	- 10 -
8-4 届出に必要な書類等	- 10 -
9. 届出様式の記入例	- 10 -

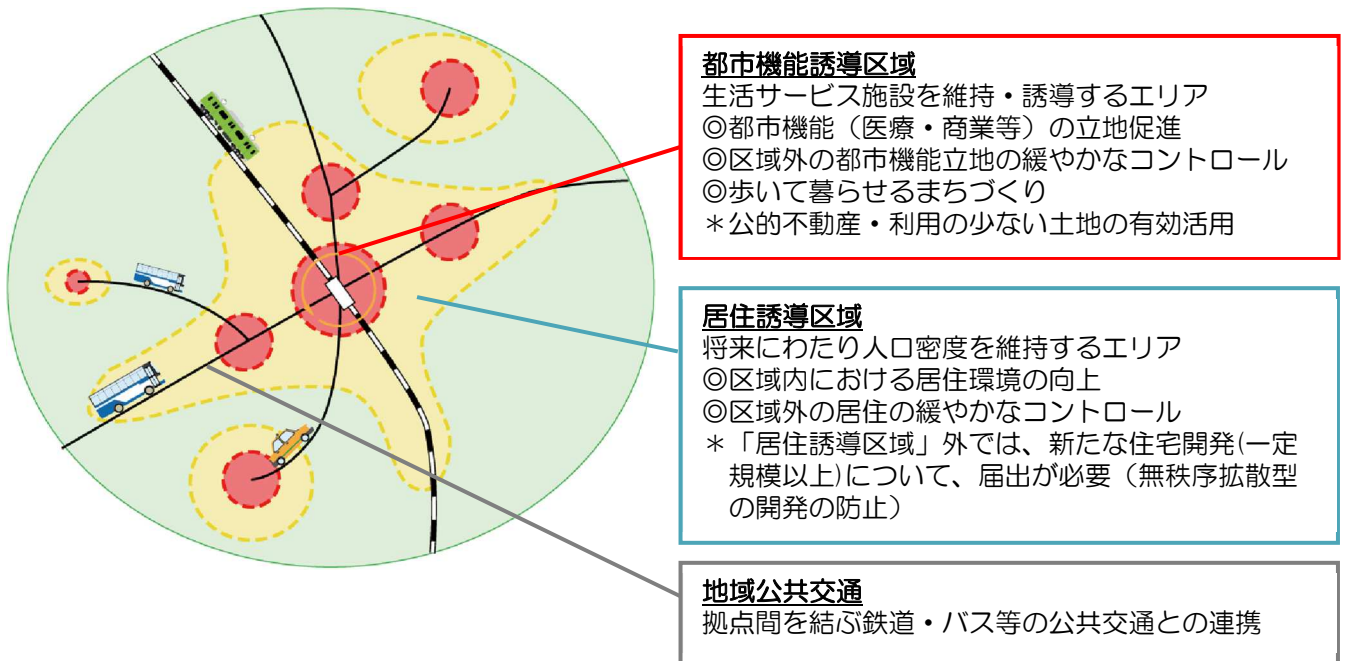
1. 住宅及び誘導施設の開発や建築を計画している皆様へ

本市では、既に人口減少や高齢化が進行しており、今後も人口減少や高齢化は更に進むと予測されています。加えて、本市では、水害や地震、土砂災害等の様々な災害リスクを抱えています。

このような背景の中で健康で快適な生活環境の実現と、持続可能な都市経営を可能とし、さらには災害に強い居住地の形成を推進する『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを目指し、「由布市立地適正化計画」を、令和6年4月1日付けで策定・公表しました。

立地適正化計画は、都市計画区域内に生活サービスを維持・誘導する「都市機能誘導区域」や居住を誘導する「居住誘導区域」を定め、これらと公共交通を連動させながら、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進します。

立地適正化計画の策定・公表により、令和6年4月1日から、住宅開発等の動向を把握するため、都市計画区域内を対象に、居住誘導区域外で住宅等、都市機能誘導区域外で誘導施設の建築を目的とした開発行為または建築行為等を行う際には、事前に届出が必要となります。



▲計画の概要

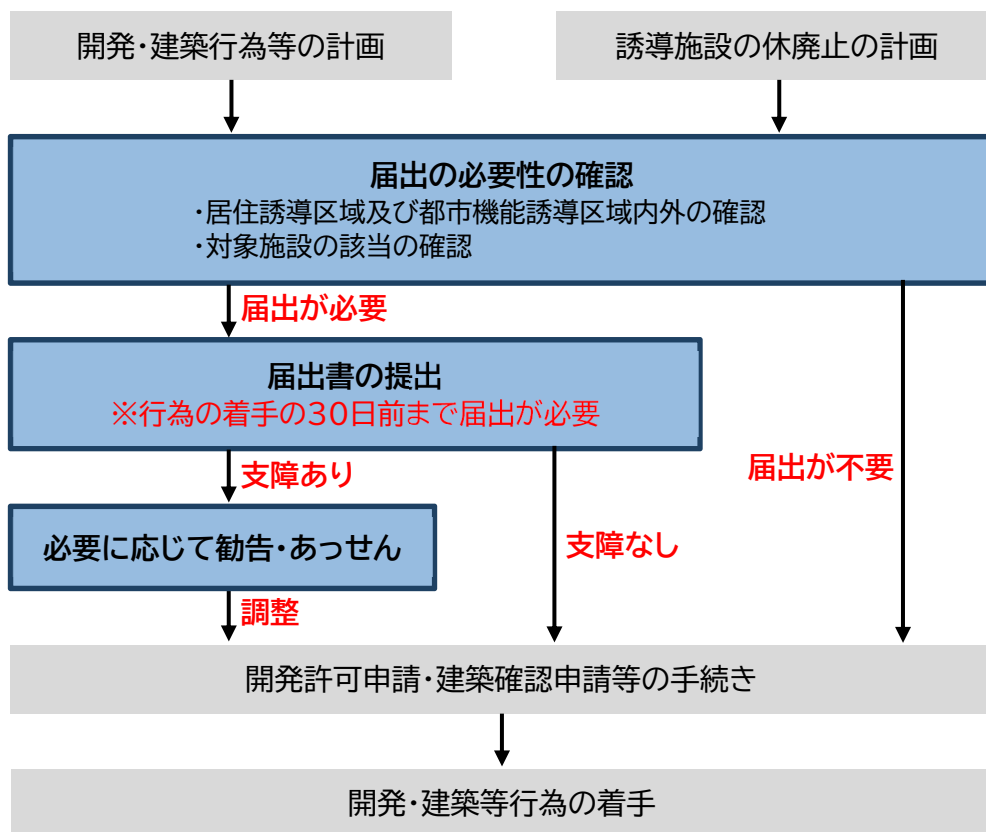
2. 届出制度について

2-1 届出制度の対象

- ① 居住誘導区域の区域外における一定規模以上の住宅開発等
- ② 都市機能誘導区域の区域外における誘導施設の整備
- ③ 都市機能誘導区域の区域内における誘導施設の休廃止

2-2 届出の流れ

届出の対象となる行為を行おうとする場合は、行為に着手する日の30日前までに、届出に必要な書類を作成し、都市景観推進課へ提出してください。



2-3 届出の対象区域

届出の対象となる区域は、挟間都市計画区域及び湯布院都市計画区域となります。「都市計画区域外」については、届出を行う必要はありません。

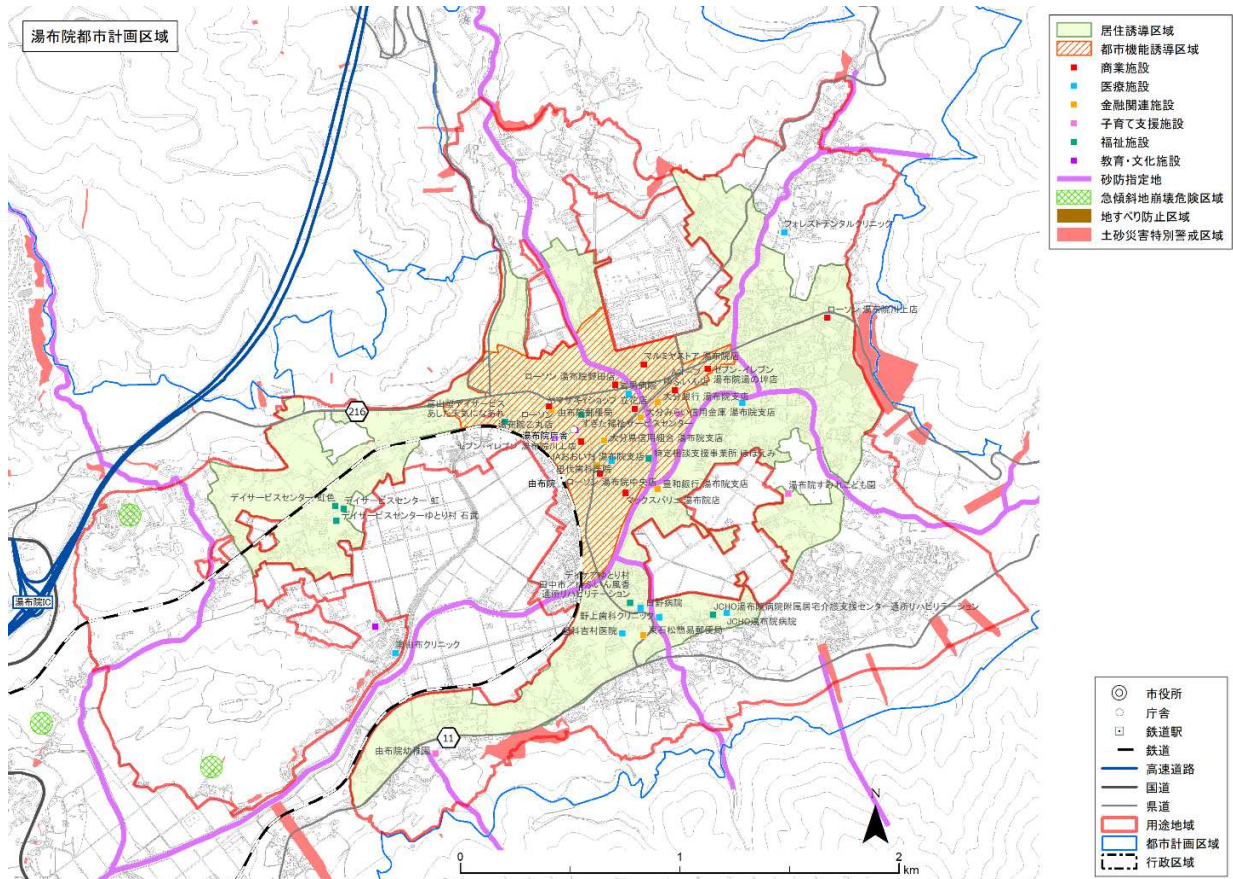
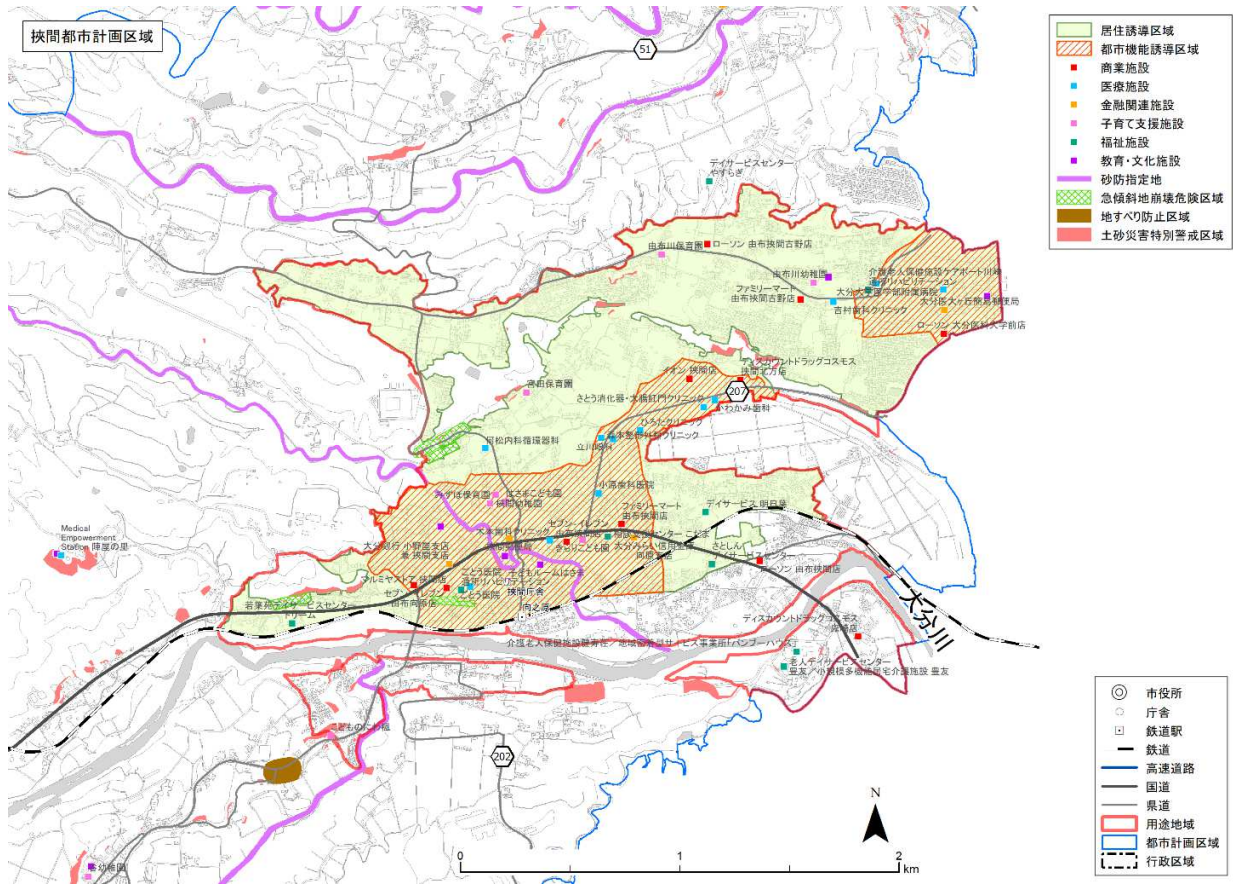
3. 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明等について

届出義務を知らずに宅地または建物を購入等した者が不測の損害を被る可能性があるため、届出の義務に関する規定（都市再生特別措置法第88条第1項および第2項、第108条第1項および第2項）が宅地建物取引業法第35条（重要事項の説明等）の対象にされています。

また、届出をしない、または虚偽の届出をして届出の対象となる行為を行った者は、30万円以下の罰金に科される場合があります。（誘導施設の休廃止の届出を除く）（都市再生特別措置法第130条）

4. 居住誘導区域および都市機能誘導区域の位置図等

4-1 居住誘導区域及び都市機能誘導区域の位置



※詳細は、由布市立地適正化計画本編の51～76ページを参照

4-2 誘導施設

都市機能誘導区域名称		挾間 都市計画区域		湯布院 都市計画区域
		向之原駅北部 地区	大分大学医学部 周辺地区	由布院駅東部 地区
本計画における位置づけ		中心商業業務地 ゾーン及び 沿道商業ゾーン	産学官連携 ゾーン	湯布院交流 ゾーン
行政機能	市役所・庁舎	●		●
介護福祉 機能	通所・居宅系介護 施設（小規模多機 能型居宅介護事業 所）	●	●	●
障がい福祉 機能	相談支援事業所	●		●
子育て機能	子育て支援センタ ー	●		◎
	保育園、こども 園、幼稚園	●	◎	●
商業機能	スーパーマーケッ ト、ドラッグスト ア等（店舗面積： 1,000㎡以上）	●	◎	●
医療機能	病院		●	●
	診療所	●	●	◎
金融機能	銀行・信用金庫等	●		●
教育・文化 機能	図書館	●		●
	公民館	●		●
	文化ホール	●		●
	大学		●	

●：都市機能誘導区域に既に立地している都市機能で、今後も維持・拡充するもの

◎：都市機能誘導区域に立地しておらず、今後新たに立地を促進するもの

※詳細は、由布市立地適正化計画本編の77～81ページを参照

5. 届出が必要なる区域及び行為

「由布市立地適正化計画」に関連して届出が必要となる区域及び行為は下表の通りです。

届出の対象区域は、「都市計画区域」が対象となります。「都市計画区域外」については届出を行う必要はありません。

■届出が必要となる区域・行為

届出が必要となる区域 届出が必要となる行為			都市計画区域			都市計画 区域外
			居住誘導区域		都市機能 誘導区域	
			都市機能 誘導区域			
住宅 の建築等	開発 行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・ 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000㎡以上のも 	不要	不要	必要 P6 へ	不要
	建築等 行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3戸以上の住宅とする場合 	不要	不要	必要 P6 へ	不要
誘導施設 の建築等	開発 行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為 	不要	必要 P8 へ	必要 P8 へ	不要
	建築等 行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合 	不要	必要 P8 へ	必要 P8 へ	不要
誘導施設を休止または廃止する場合			必要 P10 へ	不要	不要	不要

6. 居住誘導区域外における住宅の建築等の届出

6-1 届出の目的

市が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握することを目的としています。

6-2 届出の対象となる行為

居住誘導区域の区域外において、一定規模以上の住宅開発等（以下の行為）を行おうとする場合、届出が必要となります。（都市再生特別措置法第88条第1項）

【開発行為】

- ・ **3戸以上の住宅**の建築目的の開発行為
- ・ **1戸または2戸の住宅**の建築目的の開発行為で、**その規模が1,000㎡以上**のもの

【建築等行為】

- ・ **3戸以上の住宅**を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して**3戸以上の住宅**とする場合

● 開発行為	● 建築等行為
<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</p>	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p>
<p>①の例示 3戸以上の開発行為</p> <p>届 </p>	<p>①の例示 3戸以上の建築行為</p> <p>届 </p>
<p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為</p> <p>届 </p>	<p>1戸の建築行為</p> <p>不要 </p>
<p>800㎡ 2戸の開発行為</p> <p>不要 </p>	

出典：国土交通省資料

ただし、以下の①～⑤の行為については、都市再生特別措置法第88条第1項、同法施行令第34条および第35条の規定により、届出を行う必要はありません。

- ① 住宅等で仮設のものまたは農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の住宅等の新築
- ③ 建築物を改築し、またはその用途を変更して①の住宅等とする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為またはこれに準ずる行為

6-3 届出の時期

開発行為や建築等行為に着手する日の30日前までに届出を行って下さい。

なお、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましいとされています。

6-4 届出に必要な書類等

届出は、以下の区分により、所定の様式に添付図書を添えて、都市景観推進課へ 1部提出してください。

開発行為の場合

- 届出書 様式10
- 添付図書 (A3)
 - ① 付近見取り図
(当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面) 縮尺1,000分の1以上
 - ② 設計図書 (現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図) 縮尺100分の1以上
 - ③ その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図 (開発区域の面積) 等)

建築等行為の場合

- 届出書 様式11
- 添付図書 (A3)
 - ① 配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面) 縮尺100分の1以上
 - ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺50分の1以上
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書 (位置図、求積図 (敷地面積) 等)

上記2つの届出内容を変更する場合

- 届出書 様式12
- 添付図書
 - <開発行為の場合>
 - ① 付近見取り図
(当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面) 縮尺1,000分の1以上
 - ② 設計図書 (現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図) 縮尺100分の1以上
 - ③ その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、字図、求積図 (開発区域の面積) 等)
 - <建築等行為の場合>
 - ① 配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面) 縮尺100分の1以上
 - ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺50分の1以上
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書 (位置図、求積図 (敷地面積) 等)

※届出を代理人に委任する場合は、委任状を添付してください。

7. 都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等の届出

7-1 届出の目的

市が都市機能誘導区域外における誘導施設の動きを把握することを目的としています。

7-2 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域の区域外において、**誘導施設**の整備（以下の行為）を行おうとする場合、届出が必要となります。（都市再生特別措置法第108条第1項）

本市では、3つの都市機能誘導区域を定め、それぞれに異なる誘導施設を定めていることから、都市機能誘導区域内において、誘導施設の整備を行う場合であっても、誘導施設の種類によっては届出が必要となる場合があります。

（例：相談支援所を大分大学医学部周辺地区に整備する場合には届出を行う必要があります。）

【開発行為】

- ・ **誘導施設**を有する建築物の建築目的の開発行為

【建築等行為】

- ・ **誘導施設**を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、**誘導施設**を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、**誘導施設**を有する建築物とする場合

ただし、以下の①～⑤の行為については、都市再生特別措置法第108条第1項、同法施行令第44条および第45条の規定により、届出を行う必要はありません。

- ① 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③ 建築物を改築し、またはその用途を変更して①の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為またはこれに準ずる行為

7-3 届出の時期

開発行為や建築等行為に着手する日の**30日前まで**に届出を行ってください。

7-4 届出に必要な書類等

届出は、以下の区分により、所定の届出様式に添付図書を添えて、都市景観推進課へ **1部**提出してください。

開発行為の場合

- 届出書

様式18

- 添付図書 (A3)
 - ① 付近見取り図
(当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面) 縮尺1,000分の1以上
 - ② 設計図書 (現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図) 縮尺100分の1以上
 - ③ その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図 (開発区域の面積) 等)

建築等行為の場合

- 届出書

様式19

- 添付図書 (A3)
 - ① 配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面) 縮尺100分の1以上
 - ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺50分の1以上
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書 (位置図、求積図 (敷地面積、店舗面積) 等)

上記2つの届出内容を変更する場合

- 届出書

様式20

- 添付図書
 - <開発行為の場合>
 - ① 付近見取り図
(当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面) 縮尺1,000分の1以上
 - ② 設計図書 (現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図) 縮尺100分の1以上
 - ③ その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、字図、求積図 (開発区域の面積) 等)
 - <建築等行為の場合>
 - ① 配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面) 縮尺100分の1以上
 - ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺50分の1以上
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書 (位置図、求積図 (敷地面積、店舗面積) 等)

※届出を代理人に委任する場合は、委任状を添付してください。

8. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出

8-1 届出の目的

市が都市機能誘導区域内における誘導施設の動きを把握することを目的としています。

8-2 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域の区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止または廃止しようとする場合、届出が必要となります。（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

8-3 届出の時期

誘導施設を休止または廃止しようとする日の30日前までに届出を行ってください。

8-4 届出に必要な書類等

届出は、所定の届出様式に添付図書を添えて、都市景観推進課へ **1部**提出してください。

休廃止の場合

- 届出書

様式21

※届出を代理人に委任する場合は、委任状を添付してください。

9. 届出様式の記入例

- 居住誘導区域外における住宅の建築等の届出様式
 - 届出様式 1 0 （開発行為）
 - 届出様式 1 1 （建築等行為）
 - 届出様式 1 2 （変更）
- 都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等の届出様式
 - 届出様式 1 8 （開発行為）
 - 届出様式 1 9 （建築等行為）
 - 届出様式 2 0 （変更）
- 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出様式
 - 届出様式 2 1 （休廃止）

※記入例

様式第十（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第一号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

着手予定日の30日前までに提出

令和 6 年 4 月 1 日

由布市長 様

届出者 住 所 大分県由布市〇〇〇

氏 名 株式会社 〇〇〇

代表 由布 太郎

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	由布市〇〇 △△番地△
	2 開発区域の面積	3, 0 0 0 m ²
	3 住宅等の用途	一戸建て住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和6年 5 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和7年 4 月 1 日
	6 その他必要な事項	住宅用区画数：4区画 地 目：宅地 届出代理人：株式会社〇〇設計 担当：〇〇 大分県由布市□□□ 電話番号：097-□□□-□□□□

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・付近見取り図（当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面）縮尺1,000分の1以上
- ・設計図書（現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図）縮尺100分の1以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、求積図（開発区域の面積）など）

※記入例

様式第十一（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第二号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築
建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

着手予定日の30日前までに提出

令和6年5月1日

由布市長 様

届出者 住所 大分県由布市〇〇〇

氏名 株式会社 〇〇〇
 代表 由布 太郎

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番：由布市〇〇 △△番地△ 地目：宅地 面積： 1,000 m ²
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	着手予定年月日： 令和6年6月1日 完了予定年月日： 令和7年4月1日 戸数：10戸 届出代理人：株式会社〇〇設計 担当：〇〇 大分県由布市□□□ 電話番号：097-□□□-□□□□

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面） 縮尺 100 分の 1 以上
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積）など）

※記入例

様式第十二（都市再生特別措置法施行規則第三十八条第一項関係）

行為の変更届出書

着手予定日の30日前までに提出

令和6年6月1日

由布市長 様

届出者 住所 大分県由布市〇〇〇
氏名 株式会社 〇〇〇
代表 由布 太郎

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和6年4月1日

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後
住宅用区画数の変更	10区画	9区画
着手予定日の変更	令和6年5月1日	令和6年7月1日

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和6年7月1日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和7年4月1日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付図書

<開発行為の場合>

- ・付近見取り図（当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面）縮尺1,000分の1以上
- ・設計図書（現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図）縮尺100分の1以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、字図、求積図（開発区域の面積）など）

<建築等行為の場合>

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面）縮尺100分の1以上
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図縮尺50分の1以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積）など）

※記入例

様式第十八（都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第一号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

着手予定日の30日前までに提出

令和6 年 5 月 1 日

由布市長 様

届出者 住 所 大分県由布市〇〇〇

氏 名 株式会社 〇〇〇

代表 由布 太郎

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	由布市〇〇 △△番地△
	2 開発区域の面積	3,000 m ²
	3 建築物の用途	スーパーマーケット
	4 工事の着手予定年月日	令和6 年 6 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和7 年 4 月 1 日
	6 その他必要な事項	<p>地 目：宅地</p> <p>店 舗 面 積：2,000 m²（スーパーマーケット） 500 m²（住宅）</p> <p>※誘導施設外の用途がある場合は、その用途と面積を記載すること。</p> <p>届出代理人：株式会社〇〇設計 担当：〇〇</p> <p>大分県由布市〇〇〇</p> <p>電話番号：097-〇〇〇-〇〇〇〇</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・付近見取り図（当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面） 縮尺1,000分の1以上
- ・設計図書（現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図） 縮尺100分の1以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、求積図（開発区域の面積）など）

※記入例

様式第十九（都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第二号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

）について、下記により届け出ます。

着手予定日の30日前までに提出

令和6年5月1日

由布市長様

届出者住所 大分県由布市〇〇〇

氏名 株式会社 〇〇〇
代表 由布 太郎

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番：由布市〇〇 △△番地△（外〇〇筆）別紙 地目：宅地 面積： 3,000㎡
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	スーパーマーケット
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	着手予定年月日： 令和6年6月1日 完了予定年月日： 令和7年4月1日 店舗面積： 2,000㎡ 届出代理人：株式会社〇〇設計 担当：〇〇 大分県由布市□□□ 電話番号：097-□□□-□□□□

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面） 縮尺 100 分の 1 以上
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積、店舗面積）など）

※記入例

様式第二十（都市再生特別措置法施行規則第五十五条第一項関係）

行為の変更届出書

着手予定日の30日前までに提出

令和6年6月1日

由布市長 様

届出者 住所 大分県由布市〇〇〇
氏名 株式会社 〇〇〇
代表 由布 太郎

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和6年5月1日

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後
スーパーマーケットの店舗面積	2,000㎡	1,500㎡
着手予定日の変更	令和6年6月1日	令和6年7月1日

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和6年7月1日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和7年4月1日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付図書

<開発行為の場合>

- ・付近見取り図（当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面） 縮尺1,000分の1以上
- ・設計図書（現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図） 縮尺100分の1以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、字図、求積図（開発区域の面積）など）

<建築等行為の場合>

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面） 縮尺100分の1以上
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺50分の1以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積、店舗面積）など）

※記入例

様式第二十一（都市再生特別措置法施行規則第五十五条の二関係）

誘導施設の休廃止届出書

休止予定日の30日前までに提出

令和6年5月1日

由布市長 様

届出者 住所 大分県由布市〇〇〇
氏名 株式会社 〇〇〇
代表 由布 太郎

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称	〇〇保育園
用途	保育園
所在地	由布市〇〇 △△番地△

2 休止（廃止）しようとする年月日 令和6年6月1日

3 休止しようとする場合にあつては、その期間

令和6年6月1日～令和6年10月1日

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

休止中は事務所として使用

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

※記入例

様式第二十一（都市再生特別措置法施行規則第五十五条の二関係）

誘導施設の休廃止届出書

廃止予定日の30日前までに提出

令和6年5月1日

由布市長 様

届出者 住所 大分県由布市〇〇〇
氏名 株式会社 〇〇〇
代表 由布 太郎

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止（**廃止**））について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称	〇〇保育園
用途	保育園
所在地	由布市〇〇 △△番地△

2 休止（廃止）しようとする年月日 令和6年6月1日

3 休止しようとする場合にあつては、その期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

使用建築物は除却し、住宅を建築予定 除却予定時期：令和6年8月1日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

※記入例

(参考様式)

委 任 状

代理人

氏 名 株式会社〇〇設計 担当：〇〇

住 所 由布市〇〇 △△番地△

連絡先(電話番号) 097-〇〇〇-〇〇〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

(行為の場所) 由布市〇〇 △△△△番地△

(行為の内容) 住宅の新築

- 都市再生特別措置法第88条第1項、第108条第1項の規定による届出
都市再生特別措置法第88条第2項、第108条第2項の規定による届出
都市再生特別措置法第108条の2第1項に規定に関する届出

令和6年5月1日

委任者

住 所 由布市〇〇 △△番地△

氏 名 由布 太郎